

平成 21 年 3 月 27 日
行政経営推進室

青森県新型インフルエンザ対策業務継続計画の骨子（案）

1 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ発生時に県が優先的に取り組むべき重要な業務を整理し、その継続のために必要な措置や対応方針等を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

知事部局、各種委員会

※ 議会、警察本部、教育委員会、病院局は、それぞれ単独で計画を策定

3 被害想定

概ね 4 割の職員が欠勤となることを想定する。

4 業務継続の基本方針

① 非常時優先業務の優先的实施

県総合行動計画に定める業務を中心とする県が優先的に取り組むべき重要な業務を「非常時優先業務」とし、当該業務を最優先に実施する。

② 人員等の全庁的調整

非常時優先業務を確実に実施するため、必要となる人員等を全庁的に調整し確保する。

③ 非常時優先業務以外の業務の休止

非常時優先業務に必要な人員等を確保するため、非常時優先業務以外の業務は、積極的に休止する。

5 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の区分

非常時優先業務は、「県総合行動計画業務」及び「通常業務のうち、継続すべき業務」とする。

(2) 非常時優先業務を整理する際の留意点

非常時優先業務の整理に当たっては、次の点に留意して検討を行うものとする。

① 業務の中断による県民の生命・身体・財産の保護及び社会機能維持への影響度を十分勘案して、非常時優先業務を抽出すること。

② 業務継続の障害となる要因（ボトルネック）がないか十分検討し、必要な対策をあらかじめ整理すること。

③ 各部局に共通する課題については、県全体として対応を統一すること。

6 県庁舎内のまん延防止対策

職員の欠勤の拡大を防止するため、県庁舎内のまん延防止対策として、疑い症状者の登庁停止や庁舎内の立入規制等を実施する。

7 執務体制の確保

業務継続のために必要な指揮命令系統の維持や部局内及び部局間の人員の調整等を行う。

8 計画の発動及び通常体制への復帰

(1) 計画の発動

本計画は、青森県新型インフルエンザ対策本部長（知事）の「流行警戒宣言」（又は「緊急事態宣言」）の実施と同時に自動的に発動するものとする。

(2) 通常体制への復帰

青森県新型インフルエンザ対策本部長（知事）の「流行終息宣言」が発せられたときは、本計画の発動を解除し、通常体制へ復帰するものとする。

※ 計画の発動及び通常体制への復帰の時期については、県民生活安定行動計画等との整合性を図りながら決定するもの。

9 教育・訓練

(1) 教育

- ・ 青森県新型インフルエンザ対策推進本部は、本計画を確実に実施するため、職員を対象とした研修等を継続的に実施するものとする。
- ・ 各部局においては、新型インフルエンザ発生時に全職員が非常時優先業務継続のために迅速かつ的確な行動を行えるようマニュアル及びチェックリスト等の整備を行うものとする。

(2) 訓練

青森県新型インフルエンザ対策推進本部は、業務継続に対する職員の理解を高めるとともに、本計画及び各部局で作成したマニュアル等の実効性を確認するため、必要な訓練を定期的実施するものとする。

10 計画の見直し

計画の実効性を確保するため、青森県新型インフルエンザ対策推進本部は訓練の結果や県総合行動計画の見直し等を踏まえ、定期的に本計画の見直しを行うものとする。

※ 本骨子案の内容は、今後、国のガイドライン等が公表された場合、大幅な修正を行う可能性がある。